

■ 特定作業

静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定作業

(静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第10)

	作 業
1	厚さ0.5ミリメートル以上の材料を用いて行う板金又は製缶の作業
2	鉄骨又は橋りょうの組立ての作業
3	鋼製船舶の建造又は修理の作業